

平成 19 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 19 年 12 月 11 日（火曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

きょうから一般質問に入ります。1 日頑張ってまいりましょう。よろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において柳原 清議員及び深谷晃祐議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

今議会での一般質問は、私が最初でございます。議長のお許しをいただき、質問の前に一言述べさせていただきます。

故多賀城市議会議員伊藤功一郎さんのありし日の姿をしのび、心より御冥福をお祈りいたします。

伊藤さんのだれからも好かれる明るいお人柄と誠実な生き方は、だれしも認めるところでございます。

伊藤功一郎さん、どうぞ安らかにお休みください。

ありがとうございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

私の質問は、多賀城駅周辺整備についてであります。

駅周辺整備につきましては、私は多賀城市議会の一般質問で、平成 17 年第 1 回と平成 17 年第 3 回と、平成 18 年第 2 回で質問しております。

初めに、ハード面からお聞きいたします。

ハード面の問題に関しましては、議会でも説明をいただきましたが、その後、議会において特別調査委員会設置の提案などもあり、改めて、市民の皆様にお知らせの意味も込めてお聞きいたします。

まず、仙石線多賀城駅高架事業の進捗状況と問題点については、工事の姿も目に見えるようになり、順調に進んでいることと思っておりますがいかがでしょうか。

同事業は、平成 23 年完成の予定で進んでおりますが、現在までの進捗状況と問題点があればお知らせください。

次に、駅周辺道路の進捗状況と問題点についてはいかがでしょうか。

第2番目に、ソフト面からお聞きいたします。

最初に、長崎屋の現状と今後の見通しについてお聞きいたします。長崎屋に関しては、その経過については過去に何度も変更があり、また、当局では民民の問題とのことで、明確な回答はありませんでした。

長崎屋が閉店し、既に5年が経過しております。周りの環境も当時とは随分と変化しておりますが、現状と今後の見通しについてお示ください。

次に、北側再開発ビルの現状と今後の見通しについてお聞きいたします。

北側再開発ビルは、当初、平成19年3月、再開発会社の設立、4月、都市計画決定、7月施工認可、平成24年竣工予定と聞いておりましたが、現状はどのようになっていますか。

また、今後の計画はいかがでしょうか。

最後に、駅周辺商店街の今後の構想はどのようにお考えでしょうか。

平成13年3月に作成された多賀城市中心市街地活性化基本計画は、その後、長崎屋の撤退やまちづくり3法の改正等で、環境が大きく変わっております。

例えば、隣の塩竈市に開店したジャスコは、まち中に大型店の進出が復活しましたが、逆に地元の商店街は客足が減少している様子が河北新報で報じられておりました。

今後、多賀城駅周辺の活気と潤いのあるまちづくりは、どこで計画し、何をもとに進めていかれるのでしょうか。今後の市長としてのまちづくりの方向性をお示ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤耀司議員の質問にお答え申し上げます。

まず最初に、仙石線の高架事業の進捗事業と問題点でございますけれども、宮城県が事業主体となり進められております、JR仙石線多賀城地区連続立体交差事業につきましては、昨年5月の工事着手以来、ことし5月には仮下り線の切りかえ工事を終えまして、今月2日には仮上り線の切りかえ工事が完了いたしました。年明けからは高架本体工事に着手する予定となっております。

また、駅舎建築設計に関しましては、6月に議員の皆様方に説明させていただきましたデザイン3案を仙石線多賀城地区連続立体交差事業協議会を通じ、JR東日本へ提案し、現在、駅舎建築工事の詳細設計を行っているところでございます。

平成18年度末における事業進捗率は約19%となっており、今のところ順調に進んでいるという状況でございます。

次の、駅周辺道路の進捗状況と問題点でございますけれども、多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましては、平成 18 年 7 月に第 4 回目の事業計画の変更を行い、この計画に基づき鋭意事業を進めております。

今年度は、多賀城駅前線の道路築造工事や区画道路の舗装工事等を予定しております。

なお、今後の道路築造工事につきましては、電線共同溝の工事や連続立体交差事業の進捗に合わせながら、事業を進めていくこととなります。

区画整理事業全体の進捗率は、平成 18 年度末で 77.6%となっており、現在のところ大きな問題もなく、工事は順調に進んでおり、平成 24 年度事業完了を予定しております。

それから、次の、長崎屋の現状と今後の見通しでございますけれども、長崎屋の問題につきましては、議会でたびたび御質問をいただき、回答を申し上げているところでございますが、長崎屋旧多賀城店の閉店以来、市は一貫して、従来と同様の業種、業態で活用していただく方への売却を要望してきております。

関係者による同物件の売買をめぐる協議が、現在も継続中という報告を受けておりますが、従前から申し上げてまいりましたとおり、こうした取引は基本的に民間同士によるべきものであって、行政が介入すべきでないと考えておりますので、最終的な結論については、関係者からの正式な発表を待つよりほかにございません。

ただし、補正予算でも御説明申し上げましたが、長崎屋からは、同店舗の売却が決定した時点で、速やかに新たな動きができるよう、同店舗内に設置してあります観光案内所及び自動交付機について撤去するよう申し出がなされ、また、同店舗の駐輪場の 2 階を無償でお借りして設置しております自転車等駐車場についても、同様にその契約解除の申し出がなされるなど、今後早い段階で何らかの動きが見られるであろうと推測しております。

いずれにしましても、さきに述べましたとおり、民間事業者同士による話し合いでありますことから、その推移を見据え、しかるべき対応をまいります。

北側再開発ビルの現状と今後の見通しでございますけれども、多賀城駅北地区市街地再開発事業につきましては、平成 18 年 6 月 1 日の議員説明会において、議員の皆様へ平成 17 年度調査事業概要を御説明申し上げたところでございます。

このことを受けて、平成 18 年度に引き続き調査を実施し、同年度に設立した関係地権者による多賀城駅北再開発株式会社設立準備会との協議、検討を進めた結果、本年 3 月に今年度の新規事業地区として、国及び宮城県から採択の内示を受けたところです。

その後、庁内において、施行者として予定している再開発株式会社への本市の出資方法、公益施設のあり方及び財政状況の把握等について、総合的な検討を重ねて、一定の方向性を定めた上で、同事業に着手することといたしました。

今後の予定といたしましては、同事業に係る関係地権者等を含む住民説明会を経て、来年 3 月に市街地再開発事業区域の都市計画決定を行いたいと考えております。

また、来年度までに事業計画を作成した上で、平成 21 年度にいわゆる事業認可を受ける予定としております。

なお、本定例会の最終日に、これまでの経緯と今後の進め方について、改めて議員の皆様にご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくご説明いたします。

次に、駅周辺商店街の今後の見通しでございますが、多賀城駅周辺における商店に関する整備につきましては、平成 12 年度に策定しております多賀城市中心市街地活性化基本計画の中で、複合商業ビルの整備や街路整備に合わせた店舗の更新や店舗の道路に面する部分の化粧直し事業などの、駅前通りの個店整備等の事業を掲げております。

これらの事業のうち、複合商業ビルにつきましては、市街地再開発事業を活用して整備するという方針で、地権者等と合意形成を行いながら、現在事業を進めており、将来的には、同ビル内に一定の商業施設が入店することが想定されます。

その他の駅前通りの個店整備等につきましては、基本的に地権者や商店事業者が個人または共同で取り組んでいく事業であって、現在のところ、一部の方々は積極的に取り組んでいただいておりますが、連鎖的な広がりを見せていない状況でございます。

このような状況の中、まちづくり三法の改正の締めくくりとして、先月 30 日に改正都市計画法が施行され、これにより大型店の郊外出店が規制されたわけですが、まさに、先ほど相澤議員が申されました塩竈市の例ですが、塩竈市の例は、この改正三法の先行例と言えるものでございます。

しかし、新聞記事によりますと、塩竈市では郊外出店がまち中に立地したにすぎず、結局、地元の商店街に客が寄らないとのことでございます。

中心市街地の活性化、とりわけ商業の活性化は、単にアーケードや駐車場をつくったり、イベントを実施したり、または中心市街地に大型店を誘致しただけでは実現せず、真に持続可能な商店街とするためには、個々の商店が、郊外等の大型店に負けないほどの魅力を有することが必要であると思われまます。

したがって、土地区画整理事業や連続立体交差事業、そして市街地再開発事業による基盤整備等の進展と足並みを合わせて、個々の商店、既存商店会、多賀城・七ヶ浜商工会等と一緒に、多賀城駅周辺における商業及び商店街形成に関しての合意形成を図りながら、真に魅力のある商店、商店街とは何か、それに向けて何をすべきかにつきまして、今後設置が予定されております中心市街地活性化協議会の中で十分に議論されるよう、総合的な調整を行ってまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

お答えいただきましてありがとうございます。

特にソフト面についてですが、まさに市長のお答えのように、これからいよいよ高架線ができて上がって、例えば、1 例を言いますと、高架線の下部分をどのように使うかとか、この辺は地元にお任せというふうにはいかないと思うのです。やはり地権者が直接関係ない JR の下だったりするわけですから、当然、今、市長のお答えの中に、中心市街地協議会を設置して、いろいろやっていくというお答えがありましたので、ぜひそれは期待しておきたいと思いますが、今までは、どちらかという、北側再開発ビルは、長崎屋がどういう方向を向くかによって、せっかくなったのも、絵にかいたもちになってしまうのではないかという危惧もありましたので、私も、最初の方の質問では、画竜点睛を欠くので、長崎屋の問題が先決ではないかという聞き方をしていましたけれども、もう 5 年もたって、まさにまちづくり三法も変わって、環境も大きく変わってくる以上、もうああいう大型店

などは、もう多賀城近辺、この辺では、私はもうはやらない時代ではないかと思えます。まさに小規模に、まちの人たちが喜ぶまちづくりの方が重要ではないかと。

そのためにも、北側再開発ビルのあり方、あるいは JR 高架線の下のあり方、あるいは駅周辺商店街のあり方が非常に重要になってくると思うのです。

そのためにも、やはり私は、市が積極的にイニシアチブをとって、もちろん皆さんの声を十分に聞きながらですが、ぜひそういうリーダーシップをとって進めていかなければならないと。ですから、まさに当時の長崎屋のあり方と現在は大きく変わっているのではないかと思えますけれども、その辺の市長の思いをもう一度お聞かせいただければありがたいと思えます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

相澤議員がおっしゃるとおりでございます。先ほど答弁で申し上げましたように、長崎屋の問題が、恐らくそんなに遠くない時期に解決できるのではないかと。そこにどういうものが入るのかというのはまだ未知数でございます。

ですから、長崎屋がやはりその中にどれが入るかによって、先ほど申し上げましたように、北側の再開発ビルですが、これを固定化してしまうと、柔軟な対応ができないということでございます。長崎屋の方がそれなりの、どういうものが入るか具体化しましたら、再開発ビル自体も都市計画決定をする見通しでございますので、できればそれに呼応して、再開発ビルのあり方も決める。

そして、また、A 地区と B 地区があるわけですが、B 地区に関しましては、やはり工事の進捗状況、仙石線の連続立体交差事業、あれが完了しないとあそこには手をつけられませんので、その三つの地区がありますので、総体的に物事を考えていかないとだめだというふうに思っております。

仙石線の下の部分ですが、1 階の部分はどうするかということも含めながら、総体的に、市の方としましても、今申し上げました中心市街地活性化協議会と、これを立ち上げながら、それと一緒にやって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員の登壇を許します。

（12 番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

私の質問は、最初に、地方分権研究会の主催で実施された小中学校の統一学力テスト（以後「分権学力テスト」）及び本年度文部科学省主催による全国学力テスト（以下「文部科学学力テスト」）の結果等を検証しながら、本市の学力レベルの実態、学力向上の取り組み方等を明確にすることです。

次に、前回、歴史教科書採択に関する私の質問内容と、当局の答弁内容との整合性に疑問がありましたので、その整合性を明確にすることです。

最初に、1、統一学力テストに入ります。

分権学力テストは、平成 16 年度から 18 年度にかけて 3 回、岩手、宮城、和歌山、福岡の 4 県で実施され、文科学力テストは本年 4 月に実施され、いずれもそれぞれの結果は各県ごとに公表され、同時に各自治体の当該校にも通知済みであります。

分権学力テストの実施要項を紹介しますと、7 項になりますが、同質問は今回で 2 回目でありますので、大部分を省略いたします。

詳細は、地方分権研究会または宮城県教育庁義務教育課のホームページの方に譲らせていただきたいと思います。

それでは、主な項目の紹介に移ります。

1、(趣旨) 前出 4 県の小中学校の児童・生徒の教育課程における学習の定着状況を調査し、学習指導の改善、充実を図り、児童・生徒の学力向上に資するとともに、今後の教育施策の企画、立案に活用する。

2、(調査対象及び教科) 1、小学校第 5 学年、国語、社会、算数、理科。2、中学校第 2 学年、国語、社会、算数、理科、英語」。

3、(調査期日) 1、期日、平成 16 年、17 年、18 年 10 月から 11 月のうち、各県が定めた日。2、時間、1 教科につき、小学校 45 分、中学校 50 分。

4、(調査範囲) 原則として当該学年の夏休み休業前までの学習内容とする。

5、(調査対象) 約 11 万 8,000 人。岩手県及び宮城県は公立校の児童・生徒のおおむね皆調査。和歌山県は国立校及び公立校の児童・生徒のおおむね皆調査。福岡県は公立校の児童・生徒の抽出調査。抽出率は小学校 8%、中学校 6%であります。

以上であります。

次に、文科学力テストは、43 年ぶりに分権学力テストと同趣旨で、小中学校の児童・生徒の学力を把握、分析し、改善を図る目的で、本年 4 月、原則として国公立・私立の小中学校の 6 年生と 3 年生の全児童・生徒を対象に実施、国公立では 1 市を除き全校が参加。私立校の参加は約 60%でありました。

実施教科は、国語と算数、数学、基礎学力を問う A 問題と応用力を問う B 問題に分けて出題。生活習慣などについても、学力との相関関係を調べた。来年以降も同条件で毎年 4 月に実施される予定であります。

宮城県では、昨年分権学力テストを受けた児童・生徒が、当学力テストを受けたこととなります。

次に、質問に対する若干の説明に移ります。

1、テスト結果をどのように分析したか。その結果は、ですが、説明は不要と考えておりません。

2、全国的に見ると学力差に傾向があるが、その要因は何か、であります。文科学力テストでは、A 問題の正解率は高く、B 問題のそれは悪く、小学校では秋田、中学校では福井、富山県などの正解率が高く、沖縄や大阪などの成績が悪かったが、その要因は何か、であります。

3、統一学力テストに対する本市の取り組みとその結果は、であります。ここも特に説明は不要と考えております。

4、本市独自の各学校における学力向上対策の問題点は、ですが、今回の両学力テストの結果を見ますと、残念ながら問題は大有りであります。

先日、子ども議会での天真小学校女子生徒さんの質問、「多賀城市では、小学生や中学生の学力向上に向けて、何か考えていることはありますか。あったら」云々とあり、その答弁内容が思い出されますがいかがなものでしょうか。

5、学校教育の第三者評価の意義は、ですが、近年、各自治体での行財政改革における事務事業評価システムに第三者評価の導入はごく一般的であり、時代のニーズであると思えます。いかがでしょうか。

学校教育（事業）評価の1指標に、文科学力テスト結果の適用は最適手法の一つであると考えています。私自身、両学力テスト結果を集計してみますと、特に文科学力テスト結果では、宮城県の成績順位は低位置で、学校関係者の話では、本市は県内でも低位置らしいと耳にしています。

私の何度か行った学力向上対策の質問に対する当局の答弁内容と、今回、4年連続実施したテスト結果とは整合性が余り感じられませんでしたので、残念に思っています。

教育要覧、多賀城市の教育の教育重点目標、(1)確かな学力を身につける学習指導の充実、(3)開かれた、特色ある学校づくりの推進、の実現にさらなる努力を期待するものであります。

次に、2、近・現代歴史認識とその教育姿勢について、再確認に移ります。

「議会だより」第61号掲載の私の一般質問、副題「脱冤罪近現代史教育はいつか」の記事を見て、私の質問内容と当局の答弁内容との整合性に余りにも疑問を感じましたので、再確認の意味から質問するものであります。

私の求める具体的データの答弁がなく、市民の皆さんに誤解されるおそれが懸念されたからであります。

現在使用の教科書の実態は、さきの大戦の敗戦の占領政策から、自虐的で、我が国の冤罪歴史教科書であることは紹介しましたが、さらに若干追加しますと、1例ですが、1、明治の日本について、ですが、その説明が不十分で、「我が国の歴史の流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させる」や、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」等の学習指導要領の冒頭の目標を達成させるのは困難であります。

2、「歴史上の人物」でも、日本人の常識からかけ離れ、学習指導要領に掲げられた人物学習のうち、特に「国家、社会の発展」に尽くした人物は余り取り上げられていません。

例えば、明治天皇、海外では名将と尊敬されている東郷平八郎も登場しないので、時代背景の理解ができないと考えます。

3、その他ですが、193ページに、「戦争の犠牲」の記述があり、そこにシンガポールの「血債の塔」の写真があります。そのキャプションは史実の曲解で、中学生に誤解されますので、本市の教科書には不相当と考えております。等々であります。

次に、質問に対する若干の説明に移ります。

1、東京書籍が有する他7社に優位な記述内容事項の提示を、ですが、前回では、「教科書8種の相対比較結果と東京書籍（東書）に決定した要因は」、であります。ここでは、本市内で決めた採択希望教科書について、教科書用図書採択協議会に提出する前と、提出後に

どんな選定作業をしたかを具体的に問い、東書に決定した要因は何かを問うものであります。

我々が複数商品の中から一品を決定するときの選定作業そのものであります。採択作業内容を再確認の意味で問うものであります。

2、学習指導要領の目標を満足する内容は、教科書の何ページに記述してあるか、ですが、前問では、「理解しやすく、先人に対して尊敬と誇りが持てる記述内容か」、であります。

私自身、当教科書を何度か読んでみましたが、学習指導要領の目標を満足する記述内容、箇所に出会った経験がないので、再確認の意味で問うものであります。前回のようには憶測での答弁は御遠慮願います。

ここで、2番の説明を終わりますが、教科書採択にこそ第三者評価の導入を痛感しております。本市の中学生には、自国の冤罪歴史教科書は使わせたくないものであります。

筑波大の中川教授によれば、「国家の歴史から真実を排除しては、国家を担う国民の精神の土台が腐食する」からであります。

以上であります。本市の小中学校の児童・生徒の顔が見える当局の御答弁を期待し、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村善吉議員からの御質問につきましては、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

では、私の方から中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、全国統一学力テストについて申し上げます。

1番と3番は、不要であるというふうな言葉がございましたが、通告がございましたので御回答を申し上げます。

1点目の、学力テスト結果と分析結果、3点目の、本市の取り組みと結果についてであります。関連がありますので一括して申し上げたいというふうに思います。

文部科学省による全国学力・学習状況調査は、本年4月24日に実施され、本市でも市内すべての小中学校で、小学校6年生、中学校3年生全員を対象に行いました。

調査項目は、教科に関することとして、国語、算数、数学の教科については、知識に関する A 問題、学んだ知識を実際の場面に活用する B 問題の定着状況を見る調査と、もう一つは、生活の実態に関する基本的な生活習慣や学習習慣を把握する調査であります。

まず、教科に関する本市の結果であります。小学校では、国語、算数ともに基礎・基本となる A 問題については、おおむね定着しているとのことですが、活用力、応用力を見る B 問題については、課題が見られるとの結果になりました。

また、中学校では、国語、数学とも、A 問題ではわずかながら全国平均を下回るものの、ほぼ定着しているとのことですが、B 問題については、課題が見られるとの結果になりました。

このことから、本市の児童・生徒は、A 問題については、学習内容をおおむね理解していると言えます。これは、各学校で計算や漢字の繰り返しドリル学習、少人数指導等に取り組んでおりますので、その成果のあらわれではないかと思っております。

ただし、知識や技能を活用する力については、課題があるとのことですので、学習指導の改善や指導の充実を図る必要があると認識いたしております。

次に、生活の実態に関する調査でございますが、今言われている「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣、あるいは、地域の活動への参加については、全国と比べて大きな差はないものの、家庭での学習時間がやや不足しているとのことですので、保護者の協力を得ながら、学習習慣の定着を図っていかねばならないというふうを考えております。

次に、3 点目の、全国的に見ると学力差に傾向があるが、その要因は何かという御質問でございますが、文部科学省の発表によりますと、中学校の数学で一部の都道府県の平均正答率に差が見られたものの、大都市や中核都市、その他の市町村等、地域の規模別、都道府県別では、大きな差やばらつきは認められないという発表がございました。

一部に差が見られた要因につきましては、学習習慣、学習時間、読書時間、基本的な生活習慣、あるいは学習塾、学習する意欲や意義の理解などとの相関関係があるのではないかというふうに分析をいたしております。

4 点目の、各学校における学力向上対策の問題点についてのごとでございますが、市内の各学校では、知識、技能等、基礎・基本の定着を図るため、ドリル学習や少人数指導を行っており、その成果があらわれておりますので、この点については今後とも継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、課題が見られた活用力、応用力については、今後、各学校の校内研究のテーマに位置づけながら、学習指導の改善を図ったり、教員の指導力を高める研修をさらに充実させていくことが大切だというふうに考えております。

5 点目の、学校の第三者評価の意義についてですが、学校が保護者や地域住民の信頼にこたえ、説明責任を果たしていくためには、学校自身による内なる評価と、学校評議員や地域住民等による、第三者による評価が大変重要であります。

現在、市内の小中学校では、保護者や学校評議員、地域住民の方々に学校経営の状況や学校行事の内容、地域・家庭との学校の連携、学力向上対策の成果などについて、第三者による評価を実施しております。

評価結果は、その改善点も添えながら公表しておりますので、これからも継続していきたいと考えております。

続いて、二つ目の、近現代歴史認識とその教育姿勢についてであります。前回もお話し申し上げましたとおり、当議会において答えられる範囲内でお答えを申し上げます。

二つの御質問は関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

前回の第3回定例会でもお答えをいたしました。東京書籍の教科用図書を含め、8社の教科用図書は、いずれも文部科学大臣の検定に合格しておりますので、学習指導要領の趣旨を踏まえ、記述内容や歴史的事象の配列、資料の見やすさ等にすぐれた教科用図書であると認識をいたしております。

採択に当たりましては、教科用図書採択基準に示された内容、組織と配列、学習指導、表現と体裁の四つの観点から十分に検討を行ったこと、現場の教師が第1希望で挙げていることなどを踏まえ、教科用図書を実際に活用する学校現場の意見を尊重する立場から、多賀城市教育委員会の採択希望教科用図書として、仙台地区教科用図書採択協議会に報告をいたしました次第であります。

当協議会では、13市町村の結果と教育現場のすぐれた教員で構成される専門委員会の慎重な審議をもとに、審議を行い、結果として、本市で希望した教科用図書が採択された次第であります。

また、中学校における学習指導要領における社会科の歴史的分野の目標については、一つ、歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を、世界の歴史を背景に理解させること。

二つ、それを通して、我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせること。

三つ、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てること。

四つ、国家・社会及び文化の発展や生活の向上に尽くした歴史上の人物と、現代に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てることです。

これらの目標は、一つのページや一つの項目で達成するものではなく、あくまでも1時間、1時間の学習の継続と、一つ一つの歴史的事象の学習を積み上げることによって、歴史学習全体を通して達成されるものであると認識をいたしております。

したがって、それぞれの教科書は学習指導要領の趣旨を踏まえて、文部科学大臣の検定に合格していること、記述内容や歴史的事象の配列、資料の見やすさ等にすぐれた教科用図書であることから、何ページが学習指導要領の目標に満足する内容であるかという考えは、その趣旨になじまないのではないかと考えております。

以上であります。よろしくお願いをします。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

最初の、統一学力テストに関することですが、本市は宮城県内のうちの大体どの辺の位置にあるのか。まずその位置を知りたいです。

産経新聞には、県ごとの順位はここに書いてあります。それで宮城県は非常に悪い。下から数えた方が早い。それで、なおかつ多賀城市においては、宮城県よりも低いと。宮城県の中では低位置にあると、そういうことを聞いております。したがって、宮城県において大体どのような位置に多賀城市は位置づけられているのか。

それから、もう一つ、本市内での中学校、小学校の位置づけです。ランクづけというのですか、そういうことは、まあやっちはいけないのでしょうけれども、やはり金を、税金を使って教育事業をやっている以上、説明責任等があるものと私は考えておりますので、どこの学校がではなくて、こういう大体順位があった方がいいのではないかと。そういうのがわかればいいのではないかと。我々企業が製品を売る……、事務事業においてはそれは同じだと思っております。ですから、我々の方は製品は売れるか売れないか、それは第三者判定では、そういうふうにお客さんが選定しているもので、そういうことです。そういう考えから、私はお聞きしたいと思っております。それが一つです。

それから、全国的な成績の差、大体先ほどの答弁はよかったのではないかとと思うのですが、学校内、それから家庭内、それから地域、それからゆとり教育との関係、それから組合組織との関係、これは立場上、しゃべれないとは思いますが、それから、その他、休ませるとか、それから田植え方式というものもあるそうですね。私の孫も、田植え方式を見たそうですけれども、私の孫も6年生なので、去年とことしやったわけです。

それで、秋田県とか富山県、どうしているのか、それから沖縄や大阪で、それから北海道ですが、どういうこの教育界の中で行われているのか、その辺の分析がちょっと足りないのかと。もしわかっておりましたら説明していただきたいと思えます。

私とすれば、いろいろな傾向があると思うのです。小学校では高くて、中学校でも高い。小学校でも高くて、中学校になったら低くなった。それから小学校で低くて、中学校で高くなった。それから、中学校も小学校も低いと。今そういう現象が起きていますけれども、そういう分析はやっているのでしょうか。それが一つです。

それから、学校の2番目の教科書問題ですが、ここで、先ほど採択協議会の方でもう決定的になりましたと、そういうことを聞いております。私の場合は両方から資料を取り寄せて、大体のことはわかっているのですが、ここで一つ聞きたいのは、各中学校なり、中学校から教育委員会に、「この教科書はいいです」と持ってきたときの受け取り方ですが、「ではこの教科書がなぜいいのですか」と、そういう理由は聞いているのでしょうか。そういうことです。

それから、もう一つ、・・。それが一つです。この前回の質問では、私が、「どこがいいか」と聞きましたら、「いいでしょう」と憶測で答弁されていたので、憶測の答弁は御遠慮願いますと、そういうことを言うております。

ですから、中学校から上がってきた教科書に対する、受理するときの条件、それはどういうふうになっているのでしょうか。そういうことがちゃんと説明されるのかどうか、それが一つです。

それから、教科書を採択協議会に持って行って、教科書採択でどういうふうにやられたか。答弁は、内容に関する検討、それから検討会はないような気がしました。そういうことです。その辺もひとつお願いします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

大分数が多いのでありますが、お答えできる範囲でお答え申し上げます。

まず、学力のことについて、今、新聞で点数が発表になって、その詳細については各校長にすべて届けてあります。

それで、まずもって、これは文部科学省の方でも言っているのですが、学校教育のなすべき役割というのは、いわゆる確かな学力を向上させること、豊かな心を育成すること、そして健やかな体を育てることという、その3点があります。というふうなことを、まずもって受けとめなければならないというふうに思います。

それで、4県による調査もあって、今回のものとはまた若干違うのですが、今回の調査で、一体どのくらいの差があるのかと、すぐそういうふうな数値の方に行きます。この数字がすぐ出てくると、学校教育のほかは数値化できないのかということ、もうほとんど数値化できないものが氷山の下にあります。数値化できるものというふうなことになる。

ただ、気をつけて考えなければならないのは、このテストはランキングテストではないと。学校に優劣をつけたり、そういうふうなテストの結果の活用では、非常にうまくないと。そのことによって、文部科学省でも、後でお話ししますが、十分な注意というふうなことで4点挙げております。

大体どのぐらいのあれだというふうになってくると、問題の設問数がありますが、県との差というふうなことを言われますと、例えば小学校、何問余計に解けなかったと、点数というよりも、0.3問、あるいは0.1問、ということは、10人に1問余計解くと、大体そのところに並べるというふうな、それがもっとわかりやすいかと思えます。点数をお話しするよりも、そういうふうな実態ですので、これから鋭意、そういうふうなことに取り組んでいくと。

ただし、基礎・基本というか、知識理解と、そういうふうなものについてはもう大体同格ですから、いわゆる世の中の趨勢が、知識の細分化から、今は知識を統合して、知識を実際に、記憶にとどめておく知識ではなくて、それを活用していくというふうなところは、世界の潮流だというふうに言われておりますので、そのために、新しい教育課程が変わって6年目になるのですが、思考力、判断力、表現力というふうなものが、新しい学力観と言われるものですから、これは若干、これまでなじまない、日本の教育のやり方というふうなことで、これからいろいろこれは努力をしていかなければならないというふうに思います。

それから、一言つけ加えておきたいのですが、文部科学省で、ここに文部科学省の新聞を持ってきていますが、この中に書いてあります。それは何を言っているかといいますと、それぞれの立場において努力する項目があるのですが、最後に、「調査結果の取り扱いに当たっては」というふうにして、4点挙げております。

一つは、「測定できるのは学力の特定の1部分である。学校における教育活動の1側面にすぎないこと。調査結果が序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮すること。このことによって、調和のとれた教育活動が阻害されるようなことではない」というふうなことで、今、すぐランキングと、いいとか悪いとかという、若干それに近いようなお話がありましたが、この点については十分に理解をもらい、配慮をしながら、調和のとれた学校運営をして、さらに、今、課題があるといいますから、その課題に向かっていきたいというふうに考えております。

それから、教科書ですが、学校から上がってきたのを何と言って受け取ったのかと、これは書面で提出してもらっております。そこには、中村議員は恐らく目を通してはいるはずですが、この教科書の、こういうふうな、まあ配列とか、指導しやすいとかいろいろありますので、ただ、あくまでもその教科書を教えるのではなくて、教科書を素材としながら、学習指導要領の目標を達成していくというふうなことでありますので、その辺のところをお間違えないようお願いしたいというふうに思います。

それから、「・・・・・・・・・・・・・・・・」というふうな発言がありましたが、2市3町というか、多賀城市がかつて会場になって、生涯学習支援センターで展示をして、教育委員さん全員がそこに足を運んで見ておりますので、これは大変失礼かなというふうに思います。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

先ほど私がお聞きした中で、ランクづけを聞きましたけれども、それは今教育長、それから文部科学省の言ったとおりだと思います。私自身もランクづけは一応参考にはしますが、いいか悪いかは、それは本人が決めることでございますので、ただ、成果としては、成果の算定の1指標としては必要ではないだろうか、というふうに考えております。

したがって、宮城県のうちで多賀城市はどの位置にあるのかと、それはどうしても必要な問題ではないかと思っております。我々は、スポーツ少年団ですけれども、常に試合をやっております。試合をやると必ず勝敗がつきます。それで負けたら、それで努力しております。おかげさんで世界チャンピオンまで出ましたけれども、そういう努力次第ではないかと思っております。

それで、その1点を、その途中段階を得るには、やはりランクづけというのは必要ではないかと思っております。

それから、私、全国的に、今申し上げました秋田、富山、沖縄、そういうところでは大体新聞、それからマスコミには大体書いてあります。そういうところを見ていただければいいのかと思っております。

しかし、先ほど組合の組織率と私言いましたけれども、組合の組織率が高くても、非常にいいところがあります。非常に高くても悪いところがあるのです。それはやはり地域とか家庭などがそれに絡んでくるのです。そういうところをちゃんと把握していただければいいかと思っております。沖縄とか北海道、何か大分、非常に盛んに活動しているようでございます。

それから、そのゆとり教育は、ゆとり教育優先でやっていくと、やはり成績は悪いような傾向にあるようでございます。

そういうことをできるだけちゃんと分析していただいて、多賀城市には多賀城市のやり方があるのはそれ当然なので、それを生かしてやることは当然だと思います。そういうことを私感じました。

それから、先ほどの教科書の問題ですけれども、やはりどういう組織、どういう考え方でやると。先ほど教育長が、「教科書を教えるのではなくて、教科書で教える」と、そういうことを言いました。それはそのとおりだと思います。しかし、今、子供たちが持ってい

るガイドブックというのがあるのです。それはやはり教科書に沿って書いてあるのです。そういうことをやると、やはり教科書優先になるのではないかと感じております。

私は、ここに、私のところに来てきた大学生に、私が東京書籍と数社を読み比べて、レポートを出してもらったものがあります。やはりその学生は東京書籍で勉強したそうでございますけれども、やはりこれも後で、ここで発表してもしよがないのですけれども、そういうことで、やはり一定の、私、先ほど言ったように、冤罪教科書でございますので、それなりなことしか書いていないと。私はそこが一番力点を置いておきたいのです。非常ないろいろな面から検討していただくように、いいこともあれば悪いこともちゃんと書くと、それから流れの中に歴史があるのだと、そういうことも読み取れるような歴史教科書でやってほしいと思います。とにかく、東京書籍というのは非常に記述内容が少ない、そういうことを感じております。

そういうことで、できるだけ教科書を教えるような、教科書をではなくて、教科書で教えるような、ただ、そのときの参考文献が必要ではないかと思っております。その参考文献には検定がないので、その辺も注意していただきたいと思っております。

以上でございますけれども、答弁できるものがありましたら、答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

教育長、答弁ありますか。無理して答える必要はないです。あるのですか。簡単にしてください。

○教育長（菊地昭吾）

では、一言だけお話し申し上げたいと思っております。

まず、学習、学力ですが、課題についてはこれから十分に、校長先生方とも相談しながら、あるいは市の学校の先生方と相談しながら、向上を図っていきたいというふうに思います。

それから、教科書については、この8社を国が選んでいるということは、やはり多様性を認めているというふうなことであるというふうに思います。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は11時10分であります。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

先ほどの中村議員の発言で、一部撤回したいところがあるということでありますので、発言を許します。12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

先ほど、私の発言の中で、「・・・・・・・・・・・・・・・・」と、そういう発言をいたしました。それは非常に不適切な発言ではないかと、私、反省しております。

したがいまして、皆さんのお許しを得まして、その部分は削除させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（阿部五一）

皆さん、それではよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

中村議員、了解したということであります。

それでは、13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13番 吉田瑞生議員登壇）

○13番（吉田瑞生議員）

仙塩工場多賀城地区連絡協議会より要望されている課題で、会社、工場から大型車両の出入りに支障を来している栄三丁目、宮内二丁目、宮内一丁目地内に所在の市道工場東1号線、市道工場西2号線、市道工場西1号線をそれぞれ拡幅改良整備して、産業振興に努めることについて伺います。

その一つは、八幡通り公園用地の一部を転用し、公園内の道路横断部面の市道を拡幅改良整備して、会社、工場から大型車両等の出入りを容易にすることについてです。

もう一つは、公園用地の転用に際しては、現在の公園面積を維持するために、八幡通り公園沿いの未利用空地、青空駐車されているところの必要面積を、八幡通り公園用地に編入することについて、それぞれお伺いいたします。

まず初めに、菊地市長は、平成18年第3回市議会定例会9月13日の所信表明において、「産業創造を図る」と述べています。

この所信表明のもと、平成18年第4回市議会定例会12月7日の行政組織条例の一部を改正する条例において、新たな市長公室を設置、事務分掌を重要施策の総合的企画及び調整に関すること、市長の特命事項に関することなどいたしました。

これらは、宮城県の富県戦略に本市においてもこれに呼応し、企業の進出を促す施策などの実施を図ることとしています。

以上の施政方針に基づいて、産業振興に努めていただく立場で取り組まれることが、本件質問の論点なのであります。

八幡通り公園に面する市道の拡幅改良整備に関しては、継続的に会社、事業主からの改善要望がこれまで長期間にわたって提示され、以下のとおり7項目の対処方を求められてきた経緯があります。

1、仙塩工場多賀城地区連絡協議会より要望書が以前から提示されていること。

2、市道工場東1号線に面する栄三丁目の株式会社ニヤクコーポレーション前の八幡通り公園の一部を道路に拡幅整備し、路面を拡張していること。このことにより、株式会社ニヤク会社工場から車両の出入りが容易になり、運行の安全性が向上したこと。

3、市道工場東1号線などに下水道の雨水幹線を築造布設工事実施の際には、会社、工場からの車両出入りに対処するため、八幡通り公園の縁石を外し、公園用地を活用して、市道の拡張工事を実施して対応したこと。

4、その際、会社、工場主からは、雨水幹線の築造工事が終了後においても、拡張した市道をそのまま残して、通常利用できるように考慮していただきたいと求められていたこと。しかし、市当局の意向は、工事期間中の暫定措置によるものであって、公園用地の活用による拡張した市道をそのままにして残し、通常の道路として用いることは、公園用地の目的外使用となり、事の定め反することとして、でき得ないとされたこと。

6、そのために、下水道の雨水幹線工事が終了すると同時に、何力所にも及ぶ場所が暫定的道路として一時使用の扱いに終始し、多額の費用をかけて八幡通り公園を復元して、現行のとおりとしたために、会社事業主や運転手からも残念がられたこと。

7、トレーラー、タンクローリー、トラックなどは年々大型化し、道路の拡幅改良整備は必須の現況にあることなのであります。

会社、工場の事業用大型車両運行上の支障に関する道路改良整備工事の取り組みについては、八幡通り公園に面する市道3路線の延長が約1,500メートルに及ぶため、財政上の課題等を考慮し、数年間にわたる継続事業として、年次計画を定め、取り組むこととするのが現実的な方法であると思います。

その場合の優先順位としては、車両運行上の支障の度合いから見れば、費用便益割合の大きい市道工場東1号線の関連工事から実施することが、必要なニーズにこたえることになるでしょう。

市道拡幅改良整備については、八幡通り公園用地の一部転用を図ることにかんがみ、現行の公園面積を維持することが、行政上も必要不可欠であるため、公園沿いの四六時中青空駐車されている未利用地、公園利用者の駐車場として施設課が管理しているところの必要面積を、公園用地に編入することを講じて、事業の全体について整合性を図ることが必要条件でありましょう。これらの取り組みによって、青空駐車問題の対策にも一面役立つことにもなります。

以上、仙塩工場多賀城地区連絡協議会などより要望されている課題で、会社、工場から大型車両の出入りに支障を来している栄三丁目、宮内二丁目、宮内一丁目地内に所在の市道工場東1号線、市道工場西2号線、市道工場西1号線を、それぞれ拡幅改良整備して、産業振興に努められたいのであります。市長の所見を伺います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田瑞生議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問のありました市道工場東1号線、西1号線、西2号線及び八幡通り公園は、新仙台火力発電所の送電線路の設置に伴い、昭和48年、東北電力株式会社から用地と道路、公園の整備資金の寄附を受け、整備した経緯がございます。その後、八幡通り公園は昭和49年から供用しております。

この間、日本の交通事情は大きく変貌を遂げました。特に、大型自動車は、国の規制緩和策もあって、吉田議員おっしゃったとおり、最大積載量は20トンから25トンに増大し、車体の大型化が進んでおります。

一方、市は、県知事が提唱する富県戦略の支援のためにも、また、企業にあつては、多賀城に活動拠点を置いてよかったと実感できるような、施策の展開が必要と考えているところでございます。

御存じのように、産業創造ということで、私も所信表明で述べましたように、それを図ろうということで、今、プロジェクトチームをつくっておるわけでございますけれども、この工場地帯が多賀城に今まで影響を及ぼした、要するに、あの工場地帯があつて、多賀城が豊かな市の歴史を築いてきたということは否めない事実でございますので、できれば早目にこのプロジェクトチームから産業創造課のような形に変えて、なおこの戦略を深めてまいりたいというふうに思っております。

御質問の問題解決のためには、まず、公園間を横断する市道の拡幅でございますが、どこをどのように拡幅することがよいのか、先ほど吉田議員からは、優先順位ということで、どこからという話ございましたけれども、仙塩工場多賀城地区連絡協議会等の意見を聞きながら、検討してまいりたいと思っております。

その際には、公園の面積が減らないような方策もあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

市長からは的確な答弁をいただきました。私の認識なのですが、市長と共有してはいますけれども、いわゆる産業振興、産業創造に向けての取り組みの姿勢であります。既存のいわゆる工場地帯なり会社なり、その立地されている現状の取り組みをどうやはり振興させるかというのが、柱の一つであり、もう一つの柱の一つが、御案内のとおり、市長が述べている、新たな展開を求めるということであります。

私は、その二つが両々相まって取り組まれるというのがベターではないかと、こういうふうに思います。今の御答弁においても、そのような姿勢が示されたことを、大変私も意を強くするところであります。

市長が答弁されましたけれども、おっしゃるとおり、どのような対応でこの道路の拡幅改良整備に取り組むかということについては、おっしゃるとおり、仙塩工場多賀城地区連絡協議会などと話し合い、協議をしながら、取り組みの緒につけていただきながら、対応していただくというのが、私は一番肝心だろうと思います。

そこで、また新たな産業振興なり産業創造に向けての、これからの方策の、さらに豊かな前進的な方向性を、さらにお互いが培う、そんなきずなを改めて構築する、その糧にもなるのではないかとこう思います。

やはり、たくさんの民間企業が、情報も技術もたくさん財産としてお持ちでありますから、それを多賀城のまちづくりに有効活用できる方策で、いろいろな形で今、市でも取り組まれておりますけれども、それらをダイナミックに取り組む、これまでの多くの取り組みの経験に学んで、さらに一層発展的に取り組む方向を、この課題などを通じながらも、ぜひその方向を目指して取り組まれることの一つにこの課題を据えていただければと、このように思います。

その中から、新たな、我々が気がつかないような思いなり課題なり、テーマなり、皆さんの考えを我々が拝聴できる、こういうことに発展的に取り組んでいただければ、大変ありがたいと思います。所見があればお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、私述べたとおりでございまして、多賀城が町政あるいは市政を担う中で、歴史過程の中で、やはりあの工場地帯が多賀城に貢献してきた、要するに、今調べさせているのですけれども、多賀城ではあの工場地帯でどのくらい税収が上がるのかというふうなことも見据えながら、あの工場地帯のおかげで発展してきたという過程がございまして、それを工場地帯の連絡協議会を通じながら、返してやろうではないかという思いがございまして、一つには。

もう実際に、副市長を先頭にして、いろいろな企業訪問をもう開始しております、今の実情ではまずいだろうと。あそこの税収でどのくらいの税収が上がるか調べて、その何分の1か、何百分の1かちょっと申し上げられませんが、幾らかでもインフラ整備なりに努めてまいろうということで、企業の方でも、今、副市長を先頭に行っていて、今までこういうことはなかったなということで、大分驚いていらっしゃるようでございます。

ですから、これを続けながら、それが、翻って言えば、多賀城市の税収にもつながるでしょうし、今、空洞化になっているところが7町歩ほど、多賀城市には工場地帯の中で、300町歩の中の7町歩でございまして、空いているわけでございまして、できればその辺も埋めていきたいという思いで、営業活動に努めているわけでございます。

また、宮城県の富県戦略と相まって、多賀城でどういうものが引き受けられるかというものも、宮城県と連携を図りながら、今後の多賀城市発展のために考えてまいりたいという思いでございまして。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

私は常々思っているのですが、市長が柱として述べている協働の取り組みですが、やはり会社・企業、事業主、また、そこで働いている皆さんからも、こんな課題を、道路の改良、拡幅整備などを一つの課題にしながら、大いにこれから、そんな面での働きかけ、また、相手方からそれらについての考え方が示されるという方向でのやりとりを、大いに発展的に培ってほしいと思うのです。

ですから、土地の利用についても、それは民間の土地もあれば公共用地もあれば、市の土地もあると。どんな形で有効活用するか、その管理運営などについても、協働の精神で、何が担っていただけるかどうかなどについても、この際詰めていただきたいと思うのです。そして、一定の収入の道などがあるのかないのか、私は土地があれば、収入の道は実はあると思っています。そんなことも一つのやり方として、この際、あれだけの膨大な道路用地、公園用地、それから行政財産の用地がありますから、そんなことを通じて、一定の収入の方途についても、協働の取り組みの中から何が可能か、多角的、重層的に、継続

的に協議を図っていただきながら、多賀城のまちづくりについて共通の認識と協働の土台づくりのために、ともに汗して働く方向づけを一步深めていただきたい。

そして、行動的に取り組むと、そういう方向をぜひお互いが培っていただけるような考え方を築いていただきたいと、こんな思いです。よろしく願いいたします。（「回答不要ですか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4 番 伏谷修一議員登壇）

○4 番（伏谷修一議員）

私からは、シルバー・シニアスキル登録バンクの設置並びに地域密着型の高齢者サポートのあり方、この2点について質問させていただきます。

市民参画による地域の活性化を図るための協働のまちづくりを重点政策に掲げている本市に対し、その手法について質問いたします。

「協働なしに、国、地方の再生はなし」など、新聞を初め各種媒体から協働という活字を見ることが非常に多くなっています。

一般に、協働とは、住民と行政が当事者意識を持って、お互いの特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や地域の課題に取り組むことであると、難しくは言われていますが、簡単に言いかえれば、個々の社会的問題解決への気づきであると考えます。

しかし、協働という言葉の理解はしているものの、認識はおのおの異なっていると思われるます。また、その手法もさまざまです。政策実現のための手法、手段であると考える協働は、まず初めに、必要なビジョンを持ち、そして戦略を実行するためのマネジメントシステムも重要なポイントであると思います。

今回は、参加したい人がどうしたら参加できるか。反対に、一緒に賛同し、協力していただける人への呼びかけ、また、専門的なアドバイスをもらえる人々の把握など、市民活動を実行している方、取り組みたい方、協力したい方、これらの情報は現在地域コミュニティ課がサポートして、一生懸命情報を確認していますが、その情報はなかなか伝わりづらく、周知活動の難しさが感じられます。

そこで提案ですが、さきに申し上げたマネジメントシステムとして、シルバー・シニア世代を中心とした、今まで培ってきた知識、能力を地域再生の活力として、協力をお願いできる体制の確立を望むものです。

2007年問題として、団塊の世代のセカンドライフのあり方が数年前から問われています。シニア世代の地域コミュニティへの参画も始まっています。今までの仕事のノウハウを生かした地域への貢献、また、地区の防犯活動など、取り組む活動は多種多様です。

今日の経済発展の基盤を築いてこられたシルバー世代の経験は、何事にもまさる武器になります。このようなシルバー・シニア世代の能力を把握することが、最も重要と考えます。知りたい人、教えたい人々の関係をうまくコーディネートする仕事が行われています。まちづくりに気づき、自分の持てる力を地域に協力することができる環境づくりが、今、行政に求められているのではないのでしょうか。そのための能力の登録制度を求めるものがあります。

11月28日に開催された子ども議会の中で、小学生議員たちは、市内で考えられる身近な諸問題を質問していました。最後の質問の中で、市長は「将来なりたかった仕事、夢」について答えられていました。市長は、視力が悪くなければ、大型船の船長になりたかったと。しかし、大型船どころか、多賀城の市政のかじ取りをする立場になっています。夢以上のことをかなえた市長に対し、子供たちも希望を抱いたと思われる所存でございます。

市長は、先ほどから申し上げているシニア世代の代弁者でもあります。同世代の考え方も行動力も理解しているに違いありません。市長が啓蒙している、市民と行政の協働は、シルバー世代の英知とシニア世代の能力と行動力をいただかなければ、本当の意味での協働のまちづくりは実現できません。どうかシニア世代のオピニオンリーダーとして活躍するために、この制度の確立を望みます。

次に、高齢者に対する介護サービスを初め、さまざまなサポート事業のあり方について、基本的な考えを伺うものです。

市長の考える「史都・詩都多賀城創造プラン」の中では、高齢者福祉の科目において、「地域包括支援センターを東部、中央、西部の3カ所に増設し、増加傾向にある高齢者や要支援、要介護者にきめ細かに対応していく」と記述しています。

また、多賀城市地域福祉計画では、高齢者に対する支援として、施策の方向づけを高齢者福祉サービスの充実、介護保険サービス基盤の充実と安定的で質の高いサービスの提供、介護予防の充実を図ると位置づけ、また、行政が推進していくこととして、先ほど述べた地域包括支援センターの拡充、自宅や身近な地域で介護が受けられるよう、地域密着型サービスの提供に努めていくとのことでした。

地域密着型サービスとは、高齢者の方々が要介護状態になっても、住みなれた地域で生き生きと生活を続けられるように、日常生活圏域内にサービス拠点を設け、地域との交流や連携も図りつつ提供する介護サービスであります。

まさに、今必要なことは、地域コミュニティを巻き込んだ取り組みがどのような場面にも不可欠となっているのが現状です。特に地域密着型の小規模多機能ケアシステムは、日本人としての基本的な考え方をういたサービスであると思います。昔から介護は自宅で、家族がするべきであるという考え方は根強く残っております。

しかし、生活形態も都市部を中心にさま変わりしています。このような現状の中、介護のあり方も時代に即するシステムが必要であると考えます。

日本には昔から、日常生活に自治会や町内会単位で活動するコミュニティが存在しています。その上で、こうした地域に根ざしたケアサービスが機能することで、高齢者に安心を与えることも必要です。地域密着型の小規模多機能ケアシステムは、地域に分配していくことで、利用者の近くにある安心感といつでも利用できる利便性を兼ね備えたケアシステムであると考えます。

また、時代が求めているクオリティ・オブ・ライフの構築にもつながることではないでしょうか。

現在、該当する施設の利用状況などについて伺いたいと思います。

以上、2点について所見を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

伏谷修一議員の質問にお答え申し上げます。

御提案をいただきましたように、多くの知識とノウハウと経験を有するシニア世代の力を、まちづくりの中に生かしていただきたいという考え方は、伏谷議員と私も同様でございます。

これまでも、各種の人材を登録する制度によって、市民の皆さんが有する力を地域の中で活用する取り組みを行ってまいりましたが、今後は、これらに加えて、シニア世代と市民活動団体やコミュニティ組織をつなぐ新たな取り組みも行ってまいりたいと考えております。

具体的には、市民活動や地域活動に参加してみたいと思っているシニア世代の方々と面談をしながら、個々のニーズに応じた活動団体を紹介するなど、シニア世代が有する力と、それを必要としている地域や市民活動団体とをコーディネートするものでございます。

こうした新たな取り組みと従来の人材登録バンク制度によって、より多くのシニア世代がまちづくりに参画することが可能となる仕組みを整えていきたいと考えております。

伏谷議員おっしゃったように、我々、私自身も団塊の世代の走りといえますが、始まったのは私ども以降でございますので、このことは十二分に、私どもが生きてきた過程の中で、いろいろなスキルを持った方々がいっぱいいらっしゃると思います。その辺のことも中心に、ぜひいろいろな仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

次に、地域密着型サービスの御質問にお答え申し上げます。

自宅での生活を中心とした介護保険の新しいサービスとして、小規模多機能型居宅介護サービスがございます。このサービスの整備計画につきましては、第3期介護保険事業計画期間中に、これは平成18年度から平成20年度でございますけれども、2カ所整備する計画になっていることから、平成18年度、公募により2カ所選定したところでございます。

その後、平成19年4月に、指定した株式会社コムスンから辞退届けがあり、一連の経過につきましては、全員協議会において御説明してきたところでございます。

このようなことから、平成19年度中に追加募集を行いました。応募がなく、現在のところ1カ所が整備されている状況でございます。

この地域密着型サービスとは、一つの事業所から、なじみのスタッフによるデイサービス、ショートステイ、訪問介護といった総合的なサービスを受けることができるもので、本市では、本年6月、大代一丁目地内に、「みのり」、美しいに里ですが、「美の里」がオープンし、定員25名に対して、現在12名の方が利用されております。

介護が必要になっても、住みなれた地域で生活したいというのが、多くの高齢者の願いであることから、今後も住民ニーズに対応した、地域密着型サービスの充実を図ってまいりたいというふうに思います。

伏谷議員おっしゃったように、地域コミュニティを巻き込んだ、時代に即した、また、地域に根ざしたという言い方でございましたけれども、まさにそのとおりだということで、その辺を拡充してまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

御答弁ありがとうございます。

まず、2点、もう一回質問させてください。

まず、1点目なのですが、やはり協働という、本当に市民の方は、協働といいますと、何を指すかというのがわからないと。よくいろいろなものに対して、市政だよりもそうなのですが、「協働という文字を目にするのだけれども、それって一体どういうことなのだ」と。ある市民の方は、「行政でできなくなったことを、では私たちがやらなければならないのか」と、確かにそれはあります。

そういった流れというのが、やはり個々に求められてきているというのはあるのですが、一番市民の方に伝わりやすかったのは、私が思うには、昨年、長崎屋の落書きを消したそのみんなの力といいますか、そういうところが、自分の持てる能力を生かしながら、その一つの目的に結集したということでは、あれが本当に市民と行政との協働の一番説明しやすい部分ではないかというふうに思っておりました。

その中で、私も参加させていただきまして、あどときに、たしか参加者の名簿ということで書いていたような気もするのですが、そういったものを地域コミュニティ課の方で把握なさっているのかということが1点です。

あと、この小規模多機能のケアシステムということなのですが、実際、大代の方で、今、「美の里」というところが1カ所運営しているということではございますけれども、その25人の定員に対して12名ということなのですが、この辺というのは、経営状態としてはいかがなものなのか。これはあくまでやはり民間の事業者ということだと思しますので、であれば、なかなかこういったものに対しての周知の仕方というのでしょうか、介護を受ける側の方がなかなか情報も伝わってこないとか、そういうふうなことも多少耳にしますので、今のその稼働状況といいますか、経営内容、その辺のところがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほどおっしゃった長崎屋の落書き消し隊、私も一緒に参加させていただいて、参加された方が約160人だったですか、皆さんが、全員が異口同音に「参加してよかった」と。やはり自分みずから体を動かして、汗を流して、よかったという、すっきりしたという気持ちになられたと思うのです。

やはりそれを敷衍していく、市内に敷衍していくのが、これから行政としての役割だろうということで、やはりその層が厚ければ厚いほど、都市間競争には勝てるような、そういうまちづくりができるのではないかという思いでございます。

その名簿を把握しているかということだったものですから、その名簿については担当の部長から答弁させます。

それから、2番目の質問も、経営状態としてどうなのか、稼働力としてどうなのか、この部分も担当の保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

長崎屋の落書きを消したという、市民の皆さんの協力を得てやったわけですが、私も参加しました。

その名簿が今あるのかということでございますが、皆さんに書いていただいておりますので、今、じかに確認はしていませんけれども、間違いなくあると思いますので、それを生かしながら、先ほどから団塊の世代の方々のことがお話にありましたけれども、団塊の世代の方でも、地域に出るきっかけがなかなかとれないという方もおりますので、そういうきっかけをつくる場として考えていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

ただいまの経営状態のことでございますけれども、「美の里」さんの方に確認してみましたけれども、12名の利用者ということで、経営は大分きついということでございまして、15人から20人ぐらい登録していただいて、御利用なされば、経営状態はいいのかというお話を聞いております。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

今ちょっとメモが入りまして、名簿自体は市の方で今持っていないということです。あのときの市民の団体だった（2文字削除）〇〇さんという方がおりますけれども、その方が把握しているということで、（2文字削除）〇〇さんの方からいただくことは十分可能でございますので、そういう参加した方をうまく話をしながら、今後やっていきたいとこのように思っております。

○議長（阿部五一）

4番伏谷修一議員。

○4番（伏谷修一議員）

今答えていただいたその名簿というものが、確かにあるということでございますので、そういったものをやはり生かしていける制度が、大変必要ではないかというふうなことで、質問させていただきました。

やはり個人情報保護法というのは、どうしても、今どういう場面にも出てきますので、やはり行政の方がある程度管理していただけるという安心感もあると思います。そういった点から、ますますよろしくお願いいたします。

それから、やはり、私、この地域密着型の小規模多機能というこの部分、伺って、非常に大切ではないかと。高齢者の方に聞くと、先ほどからの話の継続なのですけれども、やはり生まれたところで、本当にそのエリア内で最後を迎えたいというか、そういう方がたくさんいることはこれ事実でございます。

今、25名で12名、実際的には経営として大変、それから自助努力ということだと思っておりますけれども、それがあれば継続できるのではないかとということがありますが、やはり多少これが稼働できるようなところまで、行政でもねじを巻いてあげるような方策とか、始まったばかりのシステムなので、その辺のところはいろいろなバリエーションを持っていけるかと思っておりますので、ぜひともこのシステムに対するサポートもよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（阿部五一）

ここでお昼の休憩をいたします。再開は午後1時であります。

午前11時53分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（阿部五一）

おそろいでありますから、再開をします。

3番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（3番 深谷晃祐議員登壇）

○3番（深谷晃祐議員）

質問に先立ちまして、11月11日の鶴ヶ谷地区の浸水被害という、思わぬ不運に見舞われた方々に深くおわび申し上げます。

そして、議会としましては、当局と協力しながら、あのような事故が二度と起こらないように、管理、確認を徹底してまいりたいと思います。

私からの質問は、通告どおり市長の政治姿勢についてでございます。

まず、平成18年第3回定例会での市長所信表明の中ほどにある、「住民自治の時代」についての現在までの進捗状況でございますが、私は、住民自治の時代を乗り切るための、そして今後も夕張市の二の舞にならないための市長の強い意志のあらわれであると認識し、また、住民自治の時代という新しい航海に船出する多賀城船の出航の意気込みだと感じております。

そして、この航海を無事に終えるための作戦が、市長の四つのコンセプト、「元気、安全・安心、快適、感動」だと認識しております。

そこで、市長就任から1年と数カ月が過ぎた今、作戦である四つのコンセプトの進捗状況をお伺いいたします。

続いての質問ですが、市長は、職員訓示の際に、「今、多賀城市の行財政改革は待ったなしであります。皆様の心にその改革の炎を燃やしていただき、その炎を別の方々にも移して行ってほしい」と、そう述べられております。

私も市長に同感でございますので、職員の皆さんの意識の中に、改革の志をどんどん燃やしていただきまして、多賀城市がもっともっとすばらしい「史都 多賀城」になるように努力していく所存でございます。

しかし、私に日ごろ聞こえてきますのは、改革の炎のほの字も聞こえてまいりません。ということは、市民にも職員の方々にも、市長の具体的に多賀城をいいまちにするぞという気迫がまだまだ浸透していないように感じられます。

私は、先ほども申し上げましたが、市長が職員訓示の際におっしゃられた、「今、多賀城市の行財政改革は待ったなしであります。皆様の心にその改革の炎を燃やしていただき」、以下省略しますが、この言葉の重み、市長の志が市長就任1年を過ぎても、市民の皆さんや職員の皆さんに対して伝わりが薄いように感じます。

そこで、多賀城市をよりよいまちにするために、今、何が求められているのか、それはまさに市長の気迫をどんどん前面に出していただき、職員の皆さんの魂に改革の火をつけて、やけどをするぐらいの気持ちでもよろしいかと思えます。それこそが、ガバナメントからガバナンスへ変革を遂げる多賀城市の未来ではないでしょうか。

市長が、市民の皆様と行っている、「気軽にちょっと茶つと」や、行政区を回る「おぼんです懇談会」などは、市民の率直で正直な意見をじかに聞ける、まさに、今、住民自治の時代という意味ですばらしいことだと思います。

しかし、市民協働とは、行政と市民の共同体で多賀城市をよくするという意味ではないかと私は理解しております。

そこで、市長は、多賀城市職員の改革に対する意識向上はどの程度進んでいると認識されているでしょうか。また、今後どのように意識改革を進めてまいられるのかお伺いいたします。

それから、行財政経営の経営の部分についてですが、経営とは、組織体の効率的・効果的な運営のための長期的視野に立ったものとあります。殊さら、行政は住民の皆様幸せと安全・安心を考え、いかに不安要素を取り除いていくのが大切なことと感じます。そして、付加価値の連続が経営ではないかと私は考えております。

そして、今、ガバナンスの時代に入っております。行財政経営は、今ある中での予算を組み、起債を起こすという今までの行政運営では成り立たなくなるのではないかと私は思います。

私は、先月、九州の佐賀県武雄市に行政視察に行つてまいりました。とても精力的な、元気で活発な市政運営に感銘を受けました。武雄市には営業部たる部があり、例を挙げれば、「がばいばあちゃん」のTシャツをつくって、制作・販売をなさっていたり、市民主体のイベントを開催し、そのマスコットキャラクターを制作、販売、きわめつけは、武雄市出身の61歳から90歳のおばあちゃんをつくるユニットを、市長がプロデュースしてCD販売などをしております。そして、その売り上げを当局の予算として繰り入れているのです。

ここで私が申し上げたいのは、多賀城市の財政状況も待ったなしであるのならば、もっともっと市民が協力できる体制を、多賀城市として窓口を幾つも広げてあげる必要があるのではないかと思います。もっと多賀城市に対して協力したい方々はいると思います。

いかに先を見据え、先手を打っていくかが経営努力であるのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

行財政経営を進める上で一番大切なのは、職員の意識改革と、市長のもっともっと具体的かつ明確なビジョンだと私は考えます。

そこで、私が一つ考えましたのは、職員の皆さんの意識改革を進める上で、職員の皆さんの考えをどんどん集約していく必要があると思います。例えば、職員専用の意見箱などを設置し、どんどん新しい意見を取り入れていく、市民の皆さんの意見箱があるのは存じておりますが、職員専用の意見箱の設置をすることで、普段は上司に対して言えない意見がどんどん出てくると思います。もし何の意見も入らないようなら、市長の改革の炎が職員に対して伝わっていないという現状も把握できると思います。

多賀城市が、ホームページや玄関マット、駅構内などの広告事業などを、今まで行政が行ってこなかった、そして菊地市政になってから始まった営業の部分に取り組んでいることは、とても素晴らしいことだと思います。私も陰ながら応援させていただきます。

しかしながら、経営とは、そのような努力をするのは本当は当たり前のことだと思います。これからも積極的に、今までにない改革を推進していただきたいと思う所存でございます。

そして、改革を推進する上で、頭の片隅に置いていただきたい言葉があります。「できない理由を考えるのではなく、できる理由を考える」、それから、「受け継ぎて 国の司の身となれば 忘るまじきは民の父母」、「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」。これで私からの質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷晃祐議員の御質問にお答え申し上げます。

さすが若さがあって、大したものだと思います。

ただいまの3点の御質問をいただきましたが、これはいずれも平成18年第3回定例会における所信表明にかかわる事項であるとともに、互いに関連した事項でもありますので、包括的に回答させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

これまで、私は一貫して、真の住民自治の実現をまちづくりの基本方針として掲げてまいりました。そのために、平成19年度には、住民自治に向けて市民の公益的な活動を支援する地域コミュニティ課を新設するとともに、「おばんです懇談会」や「市長と話そう気軽にちょっと茶っと」を定期的に開催し、多くの市民の方々から貴重な御意見をいただきました。

これを機に、市民主体のまちづくりを強力に進めるため、地域経営アドバイザーによる助言、指導をいただく体制を整えております。

今後より一層の住民自治の時代へ向けて、市民活動拠点施設を整備するとともに、将来的には、現在の行政区を小学校区を単位として、大きくくりとした地域協議会とするなど、住民みずからがマネジメントできる仕組みづくりに向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革につきましては、限られた資源の中で、より効果的な戦略を組み立てることができる政策官庁への変革が不可欠だと認識しております。

そこで、折に触れ、私の改革に関する考えを職員に伝えるとともに、行政改革セミナーなどの研修機会を設けております。

今後は、平成 21 年 3 月から始まる職員の大量退職時代にあっても、行政サービスの低下を招かないよう、職員の意識、意欲を喚起し、持てる能力を十分に発揮できる環境づくりや、人材育成、人事評価について早急に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、行財政経営についてでございますが、地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任という、権限と責任を負うこととなりました。地域の持つ資源を有効に活用し、地域に暮らす皆さんとともにまちの将来を語り合い、ともにまちをつくり、支えていくためには、地域経営及び行財政経営の視点が重要であると認識しております。

本市の財政状況は、極めて憂慮すべき状況になっていることは、皆さん御承知のとおりですが、「行財政改革アクションプラン」及び「緊急再生戦略構築のための取り組み指針」に基づく事業の見直しを全庁的に行った結果、平成 18 年度では約 3 億円の行革効果を生み出すことができました。

行革効果と申しましても、歳出削減だけではなく、職員提案により、新たな財源確保に向けた広告事業にも取り組んでおります。金額的にはまだわずかではありますが、貴重な自主財源であるとともに、先ほど申し上げました職員の意識改革の一環として、他市に先駆けて果敢に挑戦していくこと自体に意義があるものだと認識しております。

これからも継続的な経営努力を進めるために、行政評価の早急な構築に努め、目的成果志向の行政経営に転換していく必要があると考えております。

また、導入が予定されている自治体破綻法制や、これは 2 日ぐらい前に朝日新聞に載ったものですが、総務省が考えているものですが、それと、公会計改革への対応も視野に入れ、行財政改革の一層の推進を目指して、行財政経営アドバイザーに指導、助言を得ることができる体制を整えてまいりました。

このように、住民自治の時代へ向けて行財政改革を進め、持続可能な行政経営を行うため、さまざまな取り組みを始めておりますが、来年からは第 5 次総合計画の策定に着手していくこととしております。

これからの多賀城市の地域ビジョンについて、また、真の住民自治の実現を目指して、議員各位はもちろん、市民の皆様も職員も、そして私も、同じテーブルで論じ合いながらつくり上げてまいりたいと考えております。

先ほど、最初に、「改革の炎を燃やしていただき、その炎を別の方々にも移していったほしい」という、私が所信表明といたしますが、初めて職員に向けて 6 階で話をしたことでございますけれども、これは米沢藩の上杉鷹山が、たまたま福島から、今の福島市ですか、から米沢に向かう途中で、自分がこれから担おうとしている役割の重さを感じながら、炭をおこして、そして、たしかろうそくか何かつけるのですね。それで、それを皆さんに、部下に、この炎を消さないように、移していただきたいという、そういう大分昔に読んだ本を思い出して、その気持ちは、改革をしようとする者の志と同じだなという思いで、私が話したものでございます。

ただ、市の職員の改革意識というものは、大分高まってきているのではないかというふうに思っております。先ほど、意見箱のようなものをつくったらいいのではないかという、

深谷議員からそういう御提言がありましたけれども、そのとおりでございまして、「いつでも私はドアを開けて待っているから、あなた方、いつでも私のところに意見を言っていよいよ」ということは言っているのですが、ところが、なかなかやはり市長室に入るのは難しいらしいです。

ですから、この間から、総務部から始まったのですけれども、若手の方々に、「職員版ちょっと茶っと」、これを始めたわけでございまして、これも自主的に、部長から命令するのではないよと、命令するのではなくて、自分から出たい人に出ていただきたいという、何か総務部で大体七、八名ですか、をやっております。ですから、月に1回ずつ、次はどこの部になるか、ちょっと私はまだわかりませんが、そういうことで、対話する姿勢は最後まで失わないつもりでございまして。

それから、職員の採用に当たって、今まではそれなりの部長、次長が対応してきたのですけれども、今は若手の方々も採用の中に入るようにしております。そして、職員採用の際は、私はディベート、討論を中心にやれということで、ただ点数だけで選ぶのではなくて、採用される側の方々のディベート中心に選ぶように、若手もそこには入っております。

それから、今度、1月1日付で、この3人の部長が今年度中にやめられるわけですが、これも部長を私自身が全部選ぶだけでなく、部下からの評価、これを今出させようということで、もうすぐ出てくると思います。ですから、部長になる方もなかなか楽ではないという時代でございまして、そういうところを、今、改革しているわけでございまして。

最後に深谷議員が申されました、「できる理由を考える」とか、「為せば成る」とか、いろいろ言ってもらっちゃいますけれども、実際私もそのとおりだということで、有言実行でやらせていただいておりますので、どうぞその辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

3番深谷晃祐議員。

○3番（深谷晃祐議員）

まず、丁寧な御答弁ありがとうございます。

その対話する姿勢だったり、今、市長がおっしゃられたようなことは、とても素晴らしいなど。やはり多賀城のことを考えれば、するのは当たり前なことなのですけれども、やはりそれを実行するという、行動するということが何よりも大切なことだと思うので、とても素晴らしいことだと思います。

そして、市長を初め職員の皆さんの日ごろの努力と功績は、とても素晴らしいことだと思いますので、このまま改革を推進している部分は、どんどん推進していただきたいと思います。

しかし、多賀城市の改革の炎は、導火線にマッチの準備をして、「さあ、着火しますか」ぐらいなものだとしかまだ感じられません。

と申しますのも、12月9日日曜日の、河北新報朝刊の「手腕点検」の記事でございます。「調整型行革への布石」、「総花的政策に歯がゆさ」、この記事が象徴しているように、市民に対しても、職員の皆さんに対しても、市長の、具体的に、「多賀城をいいまちにするぞ」という気迫と行動力がまだまだ浸透していないように感じられます。あのような記事の書かれ方をしますと、結局、市民の皆さんは、安心というよりは、不安という気持ちになると聞こえてまいります。やはりここは、市長が率先してリーダーシップを発揮し、

職員の皆さんに対して、「ついてこい」と、「おれについてくれば、多賀城は間違いない」という勢いが必要不可欠と感ずます。

「あいさつ運動」も、市長の政治に対する姿勢を、市民と職員の皆さんに感じていただくのにとても有効的だと思ずますので、ぜひ推進していただきたいと思ずます。

そこで、来年には多賀城市第5次総合計画の策定がございす。行財政経営、市政運営の根幹を担う第5次総合計画に対する市長の意気込みをお聞かせください。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員おっしゃったこと、本当にそのとおりにかなというふうに思ずすけれども、この間書かれた、「総花的」というふうな書かれ方をしたわけがございすけれども、私はそんなことは全く感じていすせん。あの記事は間違いではないかと私は思っております。より具体的に、先ほど申し上げましたように、実際、私自身が行動に移していすし、部下の職員の方々も本当に一生懸命になって、あしたまた説明会のために、いろいろなことを皆さん御理解いただけるのではないかと思ずすけれども、そのくらい手足になって動いていただいているものだから、あの記事自体は、私はちょっとおかしいのではないかとというふうに思っております。

ただ、総花的というふうに思われるのは、要するに、私は市民を主体としたまちづくり、市民の考え方を、あなた方が、上からどうこうするのではなくて、市民の盛り上がりを目面から、あるいは下から支えるようにしなさいと。今度の歴史の道・詩都景観形成事業でもそうですけれども、そういうやり方をいろいろな形でやっております。

第5次総合計画に関しましても、私自身が、「こうしろ」ということではなくて、当然、私の考え方に沿わない場合は、「これはだめだ」ということで、私、申し上げますけれども、やはり市民の主体性をいかに導いていかがリーダーシップとして、逆に今からの時代、問われる時代だと私は思っております。

ですから、私の考え方を、第5次総合計画では、こういうやり方をしたいというその意識は伝えますけれども、要するに、これからは市民力が問われる時代になってきているということは、私は信じております。

ですから、その方向性を間違わないように、第5次総合計画に関しましては、平成23年度から始まるわけですが、来年から20年度、21年、22年ということで、約3カ年かけて、ただ、これからの時代、総合計画というのは大体10年ぐらいのスパンで考えるわけですが、私は5年ぐらいでもいいのではないかと。そのぐらい時代の速度が速くなったということで、第5次総合計画の策定に当たっては、ぜひ私の考え方を十二分にのせた総合計画にするべく、頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

3番深谷晃祐議員。

○3番（深谷晃祐議員）

ありがとうございました。

そのように、市長は具体的に自分の御意見をやはり尊重していただくということを、今、その場で言うていただければ、多分あのような新聞の記事の書かれ方はないのかと。やはり私も多賀城市民として、首長の記事があのような書かれ方をしますと、やはり市民に対して、「お前、何やっているのだ」という声が聞こえてまいりますので、やはりあのような記事を書かれないように、見せ方としてもやはり上手にやるべきではないのかと私は思いますので、今後とも、当局の皆さんと協力しながら、多賀城市政発展のために頑張っ
てまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5 番 米澤まき子議員登壇）

○5 番（米澤まき子議員）

私からは、学校給食のアレルギー児童・生徒に対する対応食、献立表の改善についてが 1 点と、障害者の就労支援を図るため、知的障害者の採用について、この 1 点です。合わせて 2 点の質問になります。

学校給食法は、戦後、国連児童基金、アメリカなどからの援助物資で再開された学校給食を、継続して実施するために定められたものです。

小中学校で実施されている給食をめぐる、文部科学省でも半世紀ぶりに、「栄養改善」から「食育」に転換する方針を固めました。

このことから、学校教育の一環でもある学校給食、「食」という字は、人をよくすると書きます。食を通して人をはぐくむことがとても大切なことだと思います。1 日の 3 回の食事の中の 1 回の給食の重み、今日言われている食育にもつながっていると考えています。

本市の学校給食センターでは、アレルギー疾患にかかわる対応として、食材内容の成分表などを配布していただいております。とても感謝申し上げます。

しかし、もっと対応策として、保護者の方とのヒアリングを重ね、除去食あるいは代替食の検討をお願いしたいと思います。

給食に関してもう 1 点ですが、毎月の献立表の改善についてです。この表の利用頻度は各家庭においてどれだけあるのでしょうか。昨年 12 月に成立した教育基本法に盛り込まれた、伝統文化を学ぶ観点も重視していただきながら、家庭でもつくれるレシピをもとに、献立表の改善を求めるものです。

続いて、2 点目の質問です。障害者の就労支援を図るための、知的障害者の雇用についてです。

既に身体障害者の雇用は定着しつつあります。昨年 4 月 1 日より、障害者自立支援法が施行されましたが、障害者を取り巻く社会環境は、バリアフリーの浸透などに徐々に整えられつつありますが、まだまだ厳しいものがあると感じています。

本市での知的障害者の方の雇用は既にあるのでしょうか。障害者の自立にとって就労は大きな問題でございます。やっとの思いで雇用につながっても、数年後には閉鎖、不景気の

理由での解雇、さまざまな問題に直面しながら戦っている障害者の方々がたくさんいらっしゃいます。

今、一番必要とされているのは安定した仕事です。以前、森議員からの一般質問の中にもありました。療育手帳を持ちながら、障害者基礎年金受給対象から外れて、将来にとっても不安を感じていると。今もそういう実態があります。市内での一般企業の雇用枠が少ないため、多賀城市近郊、あるいは仙台市近郊と範囲が広がっております。こういう実態から、特に経済的負担と精神的負担があると思います。その実態を踏まえながらも、御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤まき子議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目は、教育長から答弁させますので、私の方から、第2点目について答弁申し上げます。

障害者の就労支援を図るため、知的障害者の採用についてでございますが、本市における障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用率——これは2.1%でございますけれども——を確保できるよう、採用に配慮しておりますが、これまでのところ、知的障害者の採用はございません。

理由としましては、障害者の採用試験に係る受験要件の中に、「自力により通勤ができ、介助者なしに勤務が可能である者」としていることが、一つの壁になっているものと考えておりますが、市の業務の多くが市民に対する窓口対応を伴うことから、この要件を外すということは難しいと言わざるを得ません。

市としては、市の委託業務などにおいて、知的障害者の方の就労の機会をふやすことができると思われるときは、できるだけ配慮を行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

米澤議員の御質問に、学校給食について、私の方からお答えを申し上げます。

学校給食におけるアレルギー対策につきましては、保護者の皆様の御理解をいただきながら、アレルギーを持つお子さんの牛乳やパンを停止したり、毎日の給食について、献立表とは別に、詳しい食材を一覧表にして示したりするなど、取り組みを進めておることは御存じのことと思います。

御質問をいただきました食物アレルギー対応食として、除去食や代替食につきましては、その必要性を認識しているところでございますが、現在の給食センターでは対応するため

の施設や設備、厨房器具の配置スペース、あるいは限られた人員や時間での調理作業などの関係で、難しいものがあると考えております。

次に、献立表へのレシピ掲載に関する御質問でございますが、現在、給食のレシピについては、電話でお問い合わせがある場合は、その電話に答える形でお知らせをしているところでございますが、今後につきましては、特に人気のある献立につきまして、レシピを作成し、希望される保護者の皆さんに配布できるように検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

御答弁ありがとうございました。

障害者の雇用の件についてなのですが、それぞれ職域とか勤務条件、それから環境整備という、解決しなければいけない課題というのが多いかと思えます。

全国で一番早かったのが神奈川県川崎市役所の方で、雇用が昭和48年に2名から始まったそうです。ずうっと継続して雇用がありまして、平成5年でちょうど7名の雇用実績があったそうです。

一般の募集に対しての、軽度の知的障害者の方の募集があったということで、それで何の問題もなかったということでの採用だったそうです。

労務的には一般のあれですけれども、下水とか、それと生活環境の関係のお仕事を今現在もなさっているということです。そちらの行政もやはりスリム化ということで、平成5年以降は雇用には至ってはいないということなのです。

しかし、やはり何の不安もなく、安定した仕事というのが、一番の幸せにもつながります。家族の安心にもつながるといことが、今、現実的にはあるかと思えます。

自立支援法や雇用促進法などが施行されてからの雇用機会というのも、一層確保が求められていると思います。今こそが行政に求められていることではないかと私は思いますので、ぜひその点についても御理解を示していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、アレルギーなのですけれども、塩竈市がちょうど自校制ということで、自校方式をとっているということで、アレルギーに対しても取り組んでいるということで、先日伺ってまいりました。

その中で、やはり生徒を見ながら献立を考えたりとか、いろいろできるということが、一ついい点だと申されておりました。

それと同時に、県内で今行っている担当の方に伺いましたら、学校側の一方的な、「できない、できない」ということで、ずうっと拒否していたことが、保護者の方と何度も何度も話し合いをする中で、「あっ、もしかしたらこういうこともできるのだね」ということから始まって、除去食から始まったということで、やはり担当の方がおっしゃっていました。「やはり反省すべき点は、できない、できないではなくて、何度も何度もヒアリングを重ねることが大事だったのですね」ということをおっしゃっていました。

子供たちが、いわゆる学年が上がるたびに、自分で判断ができるように成長していくのが見られたということが、その担当の方もおっしゃっていました。あと、その中で、私自身が考えるに、一番思うのは、やはり自分のアレルギーということの理解を深めるということも、大事な要素なのだなということも、非常に大事なことだと思いました。

それから、周りの子供たちも、食べ物と体の関係という一人一人の違いを知る機会にはとても、個人を尊重することの大切さも知るといことで、非常にいいことだということもおっしゃっていました。

非常に勉強になりましたけれども、うちの方でもなかなかその対応は難しいかもしれません。ですが、除去食的から、可能であれば代替食にということで、少しずつでもいいです。取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後に、献立表なのですが、私がお子たちと一緒に机に向かって、一緒に給食を食べているときに、家庭でできない、家庭で口にしていないものが給食に出ると、その給食を残してしまうのです。それは以前、根本議員の方からも残食についてありましたけれども、それにもすべてつながっていくのではないかと思います。

家庭でつからないものを給食では食べられないという現実がありました。そのためにも献立表、この1枚の、毎月配られているこの献立表というのは、学校給食センターと家庭を1枚でつなぐ、本当に栄養たっぷりのメニューだと私は思うのです。このメニューの中で、子供たちが一番おいしかったというものは、家に帰ってもお母さんにつくってもらっているというのがありました。やはりこれは残食のためでもありますけれども、やはり家庭で幾つでもメニューとして、学校で食べたことが、家庭でもつくれるということが、保護者の方にとっても一番いいことだと思っています。

私自身も子供たちから言われても、なかなか、成分表だけで、作り方がわからないというので、なかなかそれで困ったときもありました。できれば、これを片手に持って活用できる献立表に変えていただきたいと思います、一番強く思います。よろしく願いいたします。（「回答は必要……」の声あり）はい、よろしいです。（「要らないのですか」の声あり）結構です。要りません。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（11 番 佐藤恵子議員登壇）

○11 番（佐藤恵子議員）

私の質問は4点です。

最初の質問は、何回かお尋ねしています、笠神を通るバス路線上の廃止されたバス停留所復活の問題でございます。

何回か復活を望む周辺住民の皆さんの声を紹介しながら、復活を求めてまいりましたが、先日、12月4日には、市長あてに、短期間ではありましたが、集めた550筆の署名をお届けいたしました。

住民有志の皆さんで集めた署名でございましたが、署名を持参した方々は、おのこの思いをお話しさせていただきました。

そのお話の中で、体調の悪い雨の日に病院へ行くためにバス通りを歩いていたら、塩竈行きのバスが水しぶきを上げてわきを通り過ぎていった。バスの後ろ姿を見ながら悔しくて涙が出てきた。このようなお話をしていた方がいらっしゃいました。

私は、このお話を大変印象深く聞きましたけれども、受け取った市長は、この署名をどのように受けとめていただけましたでしょうか。お尋ねをいたします。

また、前回質問の中で、「復活するためには二百数十万円のお金がかかる」、こういう答弁がありました。できるだけ負担を少なく、どのように充実させていくか、工夫、検討することは大変重要なこととあります。関係する自治体間で勉強もしていることとお聞きいたしました。

塩竈市では 100 円バスが走っていて、大変好評なようでございます。そして、このバスを芦畔、牛生方面にも走らせてほしいという住民の運動と議会での要求もあったと聞きました。

そこで提案ですが、塩竈の 100 円バス路線を延長していただいて、多賀城市民も利用させてもらえるような、そういう仕組みは考えられないかどうか、お答えをお願いいたします。

次に、貞山堀にかかるいわゆる人道橋についてお尋ねをいたします。

9 月議会でこの橋の安全確保についての質問がございました。市長の答弁は、要約すると、「利用者の安全な通行を図るための維持管理に万全を期してきたが、老朽化が見られ、河川法上、安全面の観点からいずれ撤去しなければならないもの」とありました。

しかし、この橋の現在の地域における位置づけは、いきさつはどうあれ、26 年の間、地域の住民が生活の場面で便利に使い、すっかり定着した施設としてなじんできたものでございます。今になっての撤去が住民に与える影響は大変大きなものがあると考えます。

仄聞するところによりますと、1 日 200 人ぐらいの利用者がいる、こういうことでもあります。撤去するにしても多大な費用がかかることを考えますと、住民の暮らしの便利を維持する立場から、補強して残す方向で再検討の余地はないのか、お答えをお願いいたします。

次の質問は、東小学校の校庭整備についてお尋ねをいたします。

東小学校の体育館は高床式になっていて、児童の格好の遊び場となっています。雨の日などでも、体育館床下で外遊びができる利便性はございます。

一方で、その地面が砂地であるために、走り回る子供たちが立てる砂ぼこりで真っ白になってしまう、こういう状態になることもあります。風の強い日には利用できないということもあるようです。父兄の間からは改善を求める声が上がっておりますが、例えばアンツーカーにするということなど、研究、整備されてはいかがでしょうかというものでございます。お答えをお願いいたします。

最後の質問は、乳がん手術後の治療用弾性スリーブを、国保でも療養費として扱われるよう、検討を始めてはいかがでしょうかというものでございます。

弾性スリーブとは、リンパ浮腫の治療用装具でございます。今ここに持ってきましたけれども、腕にこうやってはめるものです。伸び縮みするのですが、伸びてくると役に立たなくなつて、洗濯を重ねるとすぐ買いかえなければならないというものであるようです。

リンパ浮腫とは、乳がんの手術時にリンパ節を切除した場合、リンパ液の流れが悪くなって起こります。腕や足がむくみ、重症化すると炎症を起こしやすくなったり、握力が低下したり、歩行困難になったりと、日常生活に支障を与える病気で、患者は全国で10万人以上と言われております。

この症状は、弾力のある生地で作られた弾性スリーブやストッキングといった医療装具の着用で軽減できます。スリーブは1本約4,000円から一万数千円と高額なものでございます。

これを利用した日常生活を過ごしている方々が、どの程度多賀城においてになるか、残念ながら調べ切ることにはできませんでしたが、潜在的にどのぐらいの要望があるのか、調査、検討を始めてはいかがでしょうかという質問でございます。お答えをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、廃止された笠神のバス停復活についてでございますけれども、今回、塩竈行きバス路線の廃止されたバス停留所の復活を求める要望に関して、市外の方も含めて、多くの方々からの署名をいただいたことについては、私も確認させていただきました。

さて、バス停留所の復活についてですが、第2回定例会の佐藤恵子議員の御質問においても回答しておりますが、平成18年12月21日から運行開始している七ヶ浜循環線は、廃止以前は宮城交通が運行するバス路線であり、現在は代替バスとして運行しております。この七ヶ浜循環線は、七ヶ浜町民の生活の足の確保を目的として、七ヶ浜町が運行主体となり、運行経費の約86%を負担して運行を再開しております。

また、この七ヶ浜循環線は、鉄道駅までのアクセスと利用者の多い区間を効率的に運行することを目的としていることから、下馬駅と七ヶ浜町内を結ぶ便が基本となっております。

このような条件において代替バスが運行していることから、三中前、休場の各バス停留所を通過していることをまず御了解いただきたいと思います。

現在、笠神地区には、本市が主体となり、多賀城東部線を運行しておりますので、多賀城駅方面までの御利用の際は、ぜひ多賀城東部線を御利用していただきたいと思います。

また、休場のバス停留所の近くには、七ヶ浜循環線、多賀城高校前のバス停留所がございますので、こちらのバス停留所の利用をいただければ、下馬、本塩釜駅方面へのアクセスが可能となっております。

次に、塩竈市が運行を委託している100円バスとの連携についてお答えいたします。塩竈市の「しおナビ100円バス」は、定額運賃制を導入している市内完結路線であります。

御質問のありました件について、塩竈市に確認したところ、「現時点では、しおナビとの連携、運行区域拡大は難しいのではないかと」の回答をいただきました。

したがって、現時点においては、実現することは困難であると考えております。

次に、人道橋についてでございますけれども、これは9月議会の一般質問で根本議員に回答をいたしましたとおり、当橋は、大代橋かけかえ工事の際の歩行者用仮橋で、既に約30年経過し、これまでも塗裝修繕や側板修理等の維持管理を行いながら、地域住民の利用に供してまいりました。

しかし、長年の塩害等にさらされ、老朽化も見られることから、前回申し上げましたとおり、利用されている住民の方々の安全や河川法上の観点から、いずれは撤去しなければなりません。

なお、9月議会後に、河川管理者である仙台東土木事務所と、橋脚の状況等について打ち合わせを行った結果、人道橋そのものが河川構造令には合致せず、仮橋としては異例の年数を経過していることから、補修補強を行い今後も利用するとなれば、最低でも河川構造令に合致したものとすること、さらに、将来起こり得る宮城県沖地震等にも対応するよう指導されております。

このことから、人道橋については、撤去する方針で考えざるを得ませんが、これまで利用されていた人道橋がなくなることに対する、住民の方々の不安に対処するため、住民に対する説明を十分に果たし、御協力と御理解を得るように進めてまいります。

次に、3点目でございます。東小学校の校庭整備については、教育長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

最後に、4番目でございますけれども、乳がん手術後の治療用弾性スリーブの国保適用についての御質問でございますが、弾性スリーブとは、先ほど佐藤恵子議員から説明があったとおり、リンパ腺の切除を伴う乳がんの手術後に、腕のむくみや患部炎症等により、日常生活に支障を来すリンパ浮腫を発症した場合、この弾性スリーブを着用することで症状を軽減する装具だそうでございます。

御承知のとおり、国民健康保険療養費につきましては、厚生労働省の療養費支給基準に基づき支給するものでありますが、現在のところ認められておりません。

このことから、今後、厚生労働省の療養費支給基準の動向を見ながら、対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3点目の、東小学校の床下については、私の方から御回答を申し上げます。

多賀城東小学校の屋内運動場は、平成7年度に建てかえましたが、学校の屋内運動場としては、多賀城市内としては初めてのピロティ付きの体育館として建設いたしましたものでございます。

このスペースは、お話しのとおり、児童が雨天時に軽運動やドッジボール、キャッチボールなどで使用されておりますが、これまでも適時、砂を補充するなど管理をしてきたところではありますが、長年の使用によりまして、表土が露出した状態となっております。

ことし7月にも手入れをした次第であります。御指摘のとおりでございます。現在その対応策を検討している状況下にあります。

厳しい財政状況ではあります。効果的な整備方法を検討いたしまして、今年度中に実施する予定であります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

まず、バスの問題ですが、多賀城高校からの塩竈行きのバス、多賀城高校の入り口から乗るのには、坂を上がったりおりたりしなければならないので大変ですというのが、市長にはなかなか御理解していただけないようで、大変残念です。

前回の質問のときも、わずか三、四分で歩けるのではないかというようなお話でしたけれども、その三、四分がどの程度の、高齢者の足腰の弱い人たちには意味を持つのかということ、もうちょっと理解していただきたいという思いでございます。

塩竈のしおナビとの連携は難しいというお話もありましたけれども、私、どのようにお金の計算をしたらいいかわからないのですが、何というのですか、一番手っ取り早いのではないかというふうに思うのです。バス路線の見直し、多賀城全体で、西部も入れてやらなければならないときに、隣接する自治体と協議をして、お互いに行き来できる場所は両方で乗ろうということが一番やりやすいのではないかというふうに思うのですけれども、どの程度、お金の負担の問題もありますし、そういうことでは自治体間の勉強会もあるようですから、そういう中で話題にさせていただきながら、ぜひ、今必要な足を確保していくために、努力をしていただきたいというふうに思うのですが、署名をお渡ししたときに、対応していただいたのは澁谷市長公室長でございましたけれども、そのときに、「笠神のあそこの足だけを要求しているのですね」ということを、何回も念を押されました。「とりあえず、今度の署名の意味はそういうことです」というふうにお話をしましたが、あの何回もの念押しは何だったのかというふうに、今、市長の答弁を聞きながら思っておりますけれども、ぜひそういう方面からも含めて、自治体間での連携を視野に大きく入れることも含めて、再度御答弁をお願いしたいと思います。

塩竈のしおナビバスは、西部方面にも、多賀城の西部と隣接する塩竈の地域のあたりの人たちからも、「こっちにも走らせてくれ」という要求があるようです。そういうことを考えれば、網羅的なことでできるのではないかというふうに考えるのですが、これは素人考え過ぎますか。その辺も含めて、御返事をもう一回お願いをしたいと思います。

それから、人道橋なのですが、なかなか新しく安全な橋をつくるということでは、難しいのかと思いつつ、前回、根本議員の質問が出たときに、私も地元の大代の議員として、大変恥ずかしい思いをしながら聞いていたのですが、ちょっと言及するのが私も遅過ぎたかという思いでお聞きしていました。

見直して、新しく補修もするためには、いろいろな法律もクリアしなければならないというところで、その法律をクリアして、つくっていただくことが、今使っている人にとっては一番いいことではありますけれども、こうすることで、いずれ撤去しなければならないそうですというお話を、この間、したのですが、そうしたら、「ひゃーっ」という声が漏れまして、「えっ、あそこなくなったら大変だ」というような人たちも、相当数いたという声を届けておきます。

あのときに、市長はその答弁の中で、代替案として、道路に階段をちょっとつけて、そして生協のわきの方に歩道をつけるというお話をしましたが、あれは代替案にはならないのだというふうに思います。あの生協のわきの歩道の部分は、あの橋とは関係なく、歩道をつけてほしいという要求が、ずうっと出ていたものだというふうに私は考えるのですが、あそこを代替案と言われますと、ちょっと悩んでしまうのですけれども、あれでいいのですか、代替案は。ちょっとあれは橋とは関係ない部分で、全く歩道が必要、危ない道路なので、歩道が必要だということで動いているというふうに私は考えていたのですけれども、その辺をもう一回お話を聞かせていただきたいと思います。

それから、東小学校の校庭の床下の件では、どうぞ適切な、早い御配慮をよろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、最後の質問は、今、全国で10万人程度の患者数と言われておりますので、多賀城でもそんなに必要としている方はいないというふうに思うのですけれども、私にこのスリーブを見せてくださった、高齢の方なのですが、長いこと使っていて、「本当に保険の対象になると楽なのだね」というお話をずうっとしてらっしゃったものですから、私も取り上げさせていただきましたが、いずれ国保の基準を国に準拠するというようなことのでございますので、見守っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の再質問にお答え申し上げます。

最初の、笠神のバス停復活についてということで、佐藤恵子議員からは、三、四分、高齢者が歩くのは大変だという話もいただきました。それは私もわからないわけではございません。ただ、やはり今、むしろバス路線に関しては、西部バスの方が多賀城の場合、非常に西部バスを動かさない関係で、西部の方々には3分どころか、それこそ大変な思いをされているわけではございまして、その辺の方が大変なのかなという思いでございまして、これは100円バスも、何かもう市内、あれは塩竈だけの循環ということで、塩竈地区に限ってということでございますので、これはちょっと今、難しいということしか私は言えないというふうに思っております。

それから、大代の人道橋の件ですけれども、代替案にはならないということではございますけれども、あそこの大代橋に関しましては、私が前県会議員の時、あそこちょうど大代橋の生協、あるいは大代の体育館、あそこの交差点のことにつきまして、あの口の字型にはあの交差点はできていないのです。そのことで、氏家病院の方から生協のところを通ってくるときに、非常に私も何回か歩いてみましたけれども、危険性があると、危険だということで、あそこの川のところに、ちょうど県で持っている土地があるものですから、それを買収して、何とかあそこの大代橋のところまで歩道ができないかということで、模索したことがあります。

今も市の方で、担当の方でやっているところでございまして、何とか大代橋を渡って、西側の方にスムーズに行けるように、これは代替案ということに確かにならないかもしれませんが、あの橋がなくなれば、当然なることではございますので、その歩道整備について何とか頑張ってまいりたいということで、人道橋につきましては、これは先ほども申し上げましたように、とてもじゃないけれども、河川法上の観点から今はできないと。補

修する場合には、解体撤去する場合 1,700 万円、補修する場合は 2,000 万円、新しくつくるとなると何千万円かかるかちょっとわかりません。今の財政状況、そしていろいろな方々が大いに利用するという観点から見ますと、早目に、下手すると、あれをストップしなければいけない。下手するとすぐ、何かの拍子にあれが崩れ去ったというふうなことになりますと、人が歩いている最中にそれがなくなったということになると、市の責任のことも出てまいりますので、その辺のことで、あの人道橋については撤去せざるを得ないという方向で動いてまいりたいと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、弾性スリーブの件はよろしいですね。（「いいです、いいです」の声あり）

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

西部バスは全くないから優先だと。当然であります。なくしたのが問題なのであって、どちらがどうだという優先順位はつけられないというふうに思います。ないというところを基準にして話をされたら、私はとても納得できません。

ないのがおかしいのであって、あるものを廃止したことを、何とか復活してほしいというお願いをしているのであります。550 名の人たちが、わずか 1 カ月ばかりの間に、「欲しい」という声を出しているにもかかわらず、そういう後退した答弁を私は認めることができません。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、人道橋のところは、今、市長が、私がお尋ねをしたかったですけれども、しないでおいた部分を、壊せば 1,700 万円、補修すれば 2,000 万円というお話をさせていただきました。

それで、300 万円ぐらいだったら、何とか補修して使えるのではないかというふうに私は思ったのです。調べているうちに、ですけれども、300 万円では済まないかな、もうちょっとかかるかなという思いで、そこは聞かなかったのですけれども、市長がお話しになったので、300 万円だったら補修して、できるだけ利用を、利便性に、あの便利なところで貢献したらいいのではないかというふうに思うのですが、見ると、いつ倒れるかわからない橋ですから、早急な手入れも必要だと思いますし、そこがなかなか財政を伴うことで、難しいところではあると思いますが、いずれ住民の方にはしっかり説明をすることも必要だというふうに考えますので、これで終わりですから、そういうことを要求して、終わります。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員の登壇を許します。

（7 番 雨森修一議員登壇）

○7 番（雨森修一議員）

本日のラストの質問者でございます。

通告いたしましたとおりでありまして、この子供の虐待について、我が多賀城市もいろいろな角度から取り組んでおられるようでございますが、再度、今後の取り組みについて質問させていただきたいと思います。

毎年、11月1日から1カ月、児童虐待防止推進月間という、1カ月間、全国で開催されております。これは内閣府とか厚生労働省の方の担当でございますが、2005年には、政府の方の調査でございますが、86人の子供たちが虐待がもとで命を落としている。痛ましい事件は今も相次いでおります。

この間ですか、山形で乳幼児が、2カ月間、おっぱいをもらえなくて死んでしまったと。ですから、これは全国的に見て言えますけれども、今、どこでどのような形でそういった食の虐待、そしてまた性的虐待、精神的虐待といったものが、水面下で行われているかわからないというのが現状だそうでございます。

ちなみに、英国、非常にイギリスあたりはそういった面で、国、あるいはまた国民で取り組んでおりますが、やはり2006年には1年につき、政府の発表で80人という死者を出しております。しかし、これはあくまでも政府の発表でございますので、民間の推測といえますと、約倍以上になっているのが現状でございます。

対策を強化するために、本年4月に改正されました児童虐待防止法が、来年4月に施行されますが、子供を虐待から守るには、専門機関だけでなく、各地域に暮らす市民一人一人が、目配り、気配りをするることによって、少しでもそういう虐待というものを少なくする、その必要性も問われております。

多賀城市におかれましても、11月ですか、多賀城フェスティバルが行われて、その成果を上げられたと聞いております。演題は、「聞こえてくるよ・耳を澄ませば心の叫び・子供たちの声が聞こえてくる」、そのような演題でございました。

今後の多賀城の取り組みについてお尋ね申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森修一議員の質問にお答え申し上げます。

児童虐待の当市の取り組みについての御質問でございますが、児童虐待については、全国的に大きな社会問題となっております。

本市における児童虐待の認知数は、平成16年度が15人、平成17年度が20人、平成18年度が36人、平成19年の9月末で20人となっております。

これに対応するため、平成17年11月1日、県内では3番目に児童相談所、警察、保健所、学校、保育所及び関係団体等で組織する多賀城市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を初め保護が必要な児童の適切な保護を図っております。

この協議会では、要保護児童にかかわりのある関係者による個別ケース会議、実務者会議と代表者会議を開催し、虐待ケースに応じた対応策を協議しております。

なお、市は、子供の問題にかかわる身近な相談窓口となることから、それぞれの虐待ケースに応じて、市の関係者を初め県の児童相談所、警察等とも密接な連携を図りながら、適切な対応をしております。

なお、市の広報誌等を通して、児童虐待の早期発見及び防止の啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

市長、どうもありがとうございました。今後ともより一層の虐待に対しても取り組みを強化していただいて、1 人でもそういった子供を死から守る。あるいはまた、そういった成長した際に、心に非常に大きな負担がかかります。これは 4 項目ぐらいに分けて、ちょっと質問書に書いておりますけれども、余り長くなるものですから、個々に説明いたしません。今、市長がおっしゃったように、17 年間で 34 倍というその相談件数が、2006 年ですか、これは全国の児童相談所が受けた虐待件数が 3 万 7,323 件あるというのです。10 年前はわずか 1,101 件だけだった。

このように、虐待、結局、貧困から来る虐待とか、家庭が貧しいから虐待が始まる、あるいはまた、いろいろ、もろもろの角度はありますが、いずれにいたしましても非常に件数がふえている。多賀城でも、今、数字をおっしゃったように、そういった問題が個々に下に沈んでいるわけです。特に性的虐待というのは、余りここで言いたくないのですが、もろもろ非常に厳しい実態もありまして、表面に出ていないというのが現状でございます。今、市長からの御答弁をいただきましたように、ぜひひとつより強化していただいて、そういった子供たちをなくすように、よろしく願いいたします。回答はいいです。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 11 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 12 月 11 日

議長 阿部 五一

署名議員 柳原 清

同 深谷 晃祐